

海上保安庁は今年で60周年を迎えます

～ 長崎海上保安部の役割について ～



長崎海上保安部 次長 **まつした まこと** 誠

1968年9月 海上保安学校 卒業
卒業後、第三・七管区海上保安本部及び同管轄内の海上保安部に勤務
2005年4月 第七管区海上保安本部
経理補給部補給課長
2008年4月 長崎海上保安部 次長

はじめに

長崎港の開港は、ポルトガル貿易船が渡来した437年前の『1571年（元亀2年）』といわれています。その当時は諏訪神社付近まで「海」が入り込んだ奥深い波静かな入り江で、陸域の殆どが丘陵地域だったそうです。それから江戸～昭和・平成と時代が遷りゆく中で港の「かたち」も様変わりしてきました。船は木造船から鉄船へ、そして大型・高速化、用途も輸送からレジャー目的へと広がりを見せています。



平成17年就役の巡視船ほうおう
〔全長50m、総トン数220トン、速力約40ノット
（時速約72km）〕

当部所属巡視船艇も「巡視船ほうおう」をはじめ高速・高機能化が図られ、その性能・機能を十分発揮しながら地域と密着し、「長崎」を意識しつつ、厳正に業務を遂行しています。

1. 生い立ち

（1）海上保安庁の誕生

1946年（昭和21年）7月に、不法入国船舶の厳重な取締りを行うため、九州海運局に「不法入国船舶監視部」が設置され、その下の6基地（門司、仙崎、博多、唐津、長崎及び若松）に監視船を配置して監視取締りが開始されました。

不法入国船舶監視取締り以外のその他の海上保安業務は、警察・海運局・灯台局・水路局等が独立して行っていましたが、海上保安体制を強化するための検討が続けられ、1948年（昭和23年）4月に「海上保安庁法」公布、「海上保安庁」は同年5月1日に運輸省（現

国土交通省)の外局として誕生しました。

海上保安庁では、初代長官の手により庁舎屋上に始めて庁旗が掲揚された1948年(昭和23年)5月12日を「海上保安の日」として記念しています。

(2) 長崎海上保安部の設立

長崎海上保安部は、1948年(昭和23年)5月1日、海上保安庁の発足と同時に門司海上保安本部の事務所として設立され、管轄下に三角海上保安署が置かれました。発足時は長崎市新地町の3階建て洋館に庁旗を掲げました。

当時の陣容は、庶務・保安課の2課と旧海軍駆潜特務艇、港内交通船等6隻で、この頃は有明海、五島、男女群島近海は中小型底引き網やダイナマイトによる密漁が横行し、韓国や当時米国の統治下にあった沖縄、奄美群島を対象とした密航、密輸なども盛んに行われ、また、東シナ海、韓国周辺海域等で日本漁船の被拿捕事件が多発する一方、長崎港は復員軍人等を乗せた帰還船がたびたび入港していました。

1950年(昭和25年)6月、海上保安管区制が採用され、従来の門司海上保安本部は第七管区海上保安本部と改称されました。また、この時、三角海上保安署が昇格し三角海上保安部として長崎海上保安部から独立しました。

その後、1951年(昭和26年)6月に現在の五島海上保安署の前身である福江警備救難署が設置される等、事務所の拡充や巡視船艇の就・解役等を繰り返

返し、現在では海上保安庁の中でも比較的大きな規模の海上保安部となりました。



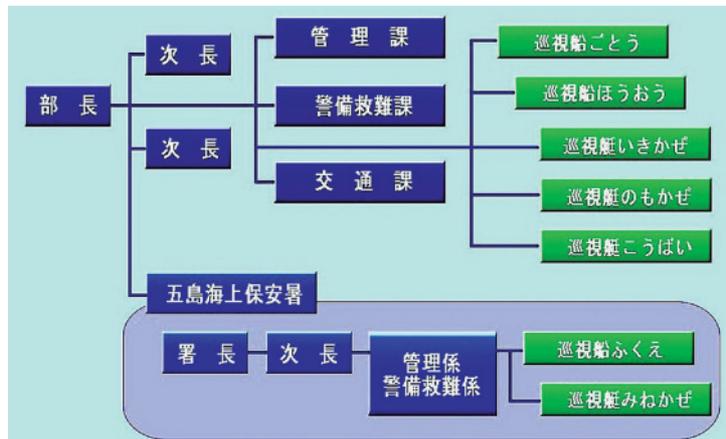
長崎海上保安部設立当時の巡視船

2. 業務紹介

長崎海上保安部は部長・次長の他、管理課、警備救難課、交通課と所属船艇5隻で海上保安業務を遂行しています。

当部は五島灘、橘湾及び男女群島が入る東シナ海東部を担任水域としています。この海域は九州北部と南部を結ぶ船や中国等の外国間を行き交う船が多く、船舶交通の要衝になっています。

最近では、各省庁・地方自治体・関係団体と



組織図

連絡を密にして、海上犯罪の防止、海難の防止運動・救助訓練を実施するとともに、祭典や防災訓練等地域の活動に積極的に参加しています。



長崎海上保安部担任水域図

(1) 管理課

管理課の業務は、部内各課、各船艇間の総合調整業務等、後方支援業務の他に、対外的な広報等の業務があります。

広報業務では、行事開催や事件・事故発生時に、報道機関に対し適切な時期に正確な情報提供を実施しています。また、昨年開催した巡視船体験航海は、長崎市の協力を得て



展示訓練の状況

「長崎さるく」の海上版「海猿（うみざる）く」を開催し、約800名の皆様に展示訓練を見学していただきました。今後も広く市民・県民の皆様からご理解とご協力を得るため活動内容をPRしていきます。

(2) 警備救難課

警備救難課では、海上犯罪の捜査や取締りなどの治安の維持、海洋環境の保全、海難救助を主な任務としています。

① 治安の維持

i) テロ及び国際犯罪対策

2001年（平成13年）9月11日の「米国同時多発テロ」以降の厳しいテロ情勢を踏まえ、2004年（平成16年）3月に長崎海上保安部長が長崎港の危機管理担当官に指名され、警察、税関等の関係機関と連携して長崎港の水際対策の強化に取り組んでいます。

また、同年7月1日から施行された「国際航海船舶及び国際港湾施設の安全の確保等に関する法律」を厳正に運用し、外国船舶の立入検査を強化する等、テロ及び国際犯罪対策に万全を期しています。



海上保安官による立入検査風景

ii) 外国漁船への対応

五島西方海域では毎年多くの外国漁船が視認されており、それらのほとんどが、韓国、中国及び台湾の漁船です。外国漁船の取締りは、漁業秩序の確立のため、水産県である長崎県にとっても大きな問題ですので、新日韓・新日中漁業協定に基づき巡視船・航空機を活用した取締りを行っています。



五島西方領海内での中国サンゴ漁船の操業現況



だ捕した中国サンゴ漁船

また、緊急入域した中国漁船等の乗組員同士による傷害事件、不法上陸事犯や糞尿・生ごみ等の投棄等地域住民の不安を生じさせる事態が多発していたことから、2000年（平成12年）に五島支庁、五島市、五島海上保安署、警察、五島漁協等による「玉之浦港中国漁船

等避泊対策協議会」が発足し、関係機関の連携強化を図るとともに巡視船艇による立入検査により、これら問題の未然防止対策を講じています。



玉之浦避泊の中国漁船

iii) 海事関係法令違反等への対応

現在管内においては小型船舶が約1万隻在籍しており、無検査・無資格運航及び最大搭載人員超過等の法令違反や、潜水器具を使った密漁や許可区域外操業などの漁業関係法令違反が多発していることから徹底した取締りを行っています。

② 海洋環境保全のための監視取締り・指導啓発

船舶からの油・廃棄物の排出、臨海事業場



廃船への撤去指導

からの汚水排出、廃船や沿岸からの廃棄物投棄などによる海洋汚染を防止するため、関係事業者に対して指導・監視取締りを行っています。

また、「長崎県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」へ参画のうえ関係機関と連携を図るとともに、「海洋環境保全推進週間」などの機会を利用して、海事・漁業関係者のみならず小中学生など若年層をはじめとする広く一般市民を対象とした海洋環境保全思想の普及・啓発に努めています。

③ 海難救助

2007年（平成19年）、長崎海上保安部管内（五島署含む）では、65隻の海難船舶と33名の人身事故が発生しています。これらの海難



2006.6.8 五島市富江湾で乗り揚げた外国貨物船



2005.8.7 転覆した遊漁船の船底で救助を待つ船長

に対応するため担任水域内に所属巡視船艇を常時しょう戒させ、有事即応体制を整えるとともに、隣接部署、警察、消防、長崎県水難救済会、長崎空港事務所、長崎県漁業無線局、その他関係機関と連絡を密にし、海難情報の早期入手に努めています。

④ 海上防災

五島青方港の上五島国家石油備蓄基地や長崎港内などのエネルギー関連施設に対し諸設備の整備点検の励行、防災マニュアル、チェックリストの整備等、海上防災に関する指導を行うとともに定期的に災害対策訓練を実施しています。



上五島国家石油備蓄基地



合同災害対策訓練（消火訓練）

(3) 交通課

交通課の業務は船舶の航行安全を目的とする業務であり、主なものに次のような業務があります。

① 港長業務

港則法に規定された入出港、危険物荷役等の許可申請の受理、港内における工事・作業等の許可、状況に応じた船舶航行の制限や禁止、漂流物の除去命令、灯火の改善命令などの措置をとることにより港の船舶交通の安全確保を行っています。



長崎港入港中のサファイヤプリンセス

長崎港はきつ水の深い船舶または外国船が常時出入する政令で定められた特定港となっており、長崎海上保安部長が港長に指定され



長 崎 港

ています。長崎県では長崎港のほかに、佐世保港、厳原港が特定港に定められています。

② 海難防止活動業務

海難防止活動として、関係機関（運輸局、海難審判庁、長崎水難救済会等）との合同パトロール等を行うとともに、各地域の漁業共同組合、船舶所有者等に対して、海難事故防止のため船舶航行安全講習会を実施しています。



当部主催の安全講習

③ 情報提供業務

沿岸域情報提供システム（MICS）と称して、全国の海上保安部から漁船、プレジャーボート等の船舶をはじめ海を利用する全ての方々に対して、地域に密着した海の安全情報をインターネット・ホームページ、携帯電話、テレホンサービスにより提供するシステムです。気象、工事情報、航路標識情報などの最新データを手に入れることができます。

<http://www.kaiho.milt.go.jp/07kanku/Nagasaki/>

④ 航路標識業務

航路標識とは、船舶が安全に、しかも経済的に航海できるように導くための灯台や灯浮標、照射灯などで、いわば海の道しるべです。長崎海上保安部では、西海市松島港から長崎

半島を経て南島原市口之津港にいたる沿岸海域、及び五島列島沿岸海域にある132基の航路標識を保守管理しています。

[伊王島灯台]

伊王島灯台は、1866年（慶応2年）に英、仏、蘭、米の4カ国との間で締結した改税約書（江戸条約）に基づき建設された8基の灯台の1つで、1871年（明治4年）7月31日に点灯した日本最古級の洋式灯台です。



伊 王 島 灯 台

[女島灯台]

女島灯台は、五島列島福江島から南約80キロの男女群島最南端の女島にあり、日本で最後（2006年（平成18年）12月5日）まで職員が常駐していた灯台で、同年、太陽電池による



女 島 灯 台

点灯方式に変わり現在は無人となっています。

おわりに

～海上保安制度創設60周年を 迎えるにあたり～

60年という還暦を多くの皆様に心から祝っていただけるよう、安全で安心な社会の実現のため、海上保安庁の責務を職員が一丸となりしっかりと果たしていきます。

【60周年行事予定】

5月12日 月曜日（海上保安の日）

5月下旬 バースディクルーズ（体験航海）
パネル展示

行事等に関する問い合わせ先

長崎海上保安部

095-857-5133 管理課まで